

## 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)

(宛先) 富士市長

申請日 年 月 日

保護者	ふりがな 氏名	児童との 続柄	現住所	現住所が市外の場合 市内転入後の住所
			〒 ー	〒 ー
児童	ふりがな 氏名	生年月日		連絡先
		平成 令和	年 月 日	自宅 父携帯 母携帯

利用を希望する園名、期間等

施設名	所在地	〒 ー 区 ( )
	利用開始予定日	年 月 日

世帯の状況

区分	氏名	児童との 続柄	生年月日	勤務先名称 又は 学校名等
児童の 世帯員		父	昭和・平成・令和 年 月 日生	
		母	昭和・平成・令和 年 月 日生	
			昭和・平成・令和 年 月 日生	
			昭和・平成・令和 年 月 日生	
			昭和・平成・令和 年 月 日生	
			昭和・平成・令和 年 月 日生	
生活保護の適用の有無		<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり ( 年 月 日保護 <input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 停止 )		
障害者手帳の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 氏名 ( ) 種類 ( ) 等級・程度 ( )		
家庭の状況 ※1		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 : 年 月 日 から 理由 : <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居(調停 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※1. ひとり親家庭の場合、戸籍全部事項証明書(写し可)の提出が必要です。(離婚の場合は、離婚成立日が記載されているもの)

配偶者と別居している場合は、離婚成立後に認定変更届と併せて戸籍全部事項証明書等(離婚成立日が記載されているもの)を提出してください。

保護者署名欄

以下のことについて同意します ①市が、認定に必要な市民税情報及び世帯情報を閲覧すること ②施設等利用給付認定に必要な情報を取得すること ③運営上必要と認められる情報を施設へ提供すること	保護者署名又は記名押印 (氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)
---	--

※市記入欄

認定の可否	認定日	
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 (否とする理由)	令和 年 月 日	
認定証番号	認定期間	入力
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
		確認
備考		

収受



【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。